

# 特定教育・保育施設等の 指導監査について

令和元年 7月17日

こども未来部保育課

# 子ども・子育て支援新制度における指導監査等について

- 平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」がスタートし、新たな確認・給付制度が創設されました。
- 新制度において、保育事業者が給付対象と位置づけられるためには、従来の児童福祉法に基づく「認可」の基準に加え、新しく、子ども・子育て支援法に基づく「確認」の基準を満たすことが必要となりました。
- 上記に伴い、各基準に基づく適正な事業実施の確保のために、従来の認可基準等に関する指導監査に加え、子ども・子育て支援法に基づく指導監査(確認監査)を実施することとなりました。
- 確認監査は、厚木市が、特定教育・保育施設等※に対して、給付対象施設としての指導監査及び業務管理体制を整備していることの検査を行うものです。

※特定教育・保育施設等とは、施設型給付費等の対象として市から確認を受けた保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業を指します。

## 子ども・子育て支援制度開始により新たに加わった指導監査(確認監査)等

種類		目的	根拠法令
確認監査	指導	○ 特定教育・保育等の提供及び運営に関する基準の遵守	子ども・子育て支援法第14条
	監査	○ 施設型給付費等の請求に関する業務の適正	子ども・子育て支援法第38条、第50条
業務管理体制の検査		○ 業務管理体制の整備	子ども・子育て支援法第56条

# 子ども・子育て支援新制度における指導監査等について

## 全体イメージ図

平成27年4月

認可等に係る指導監査

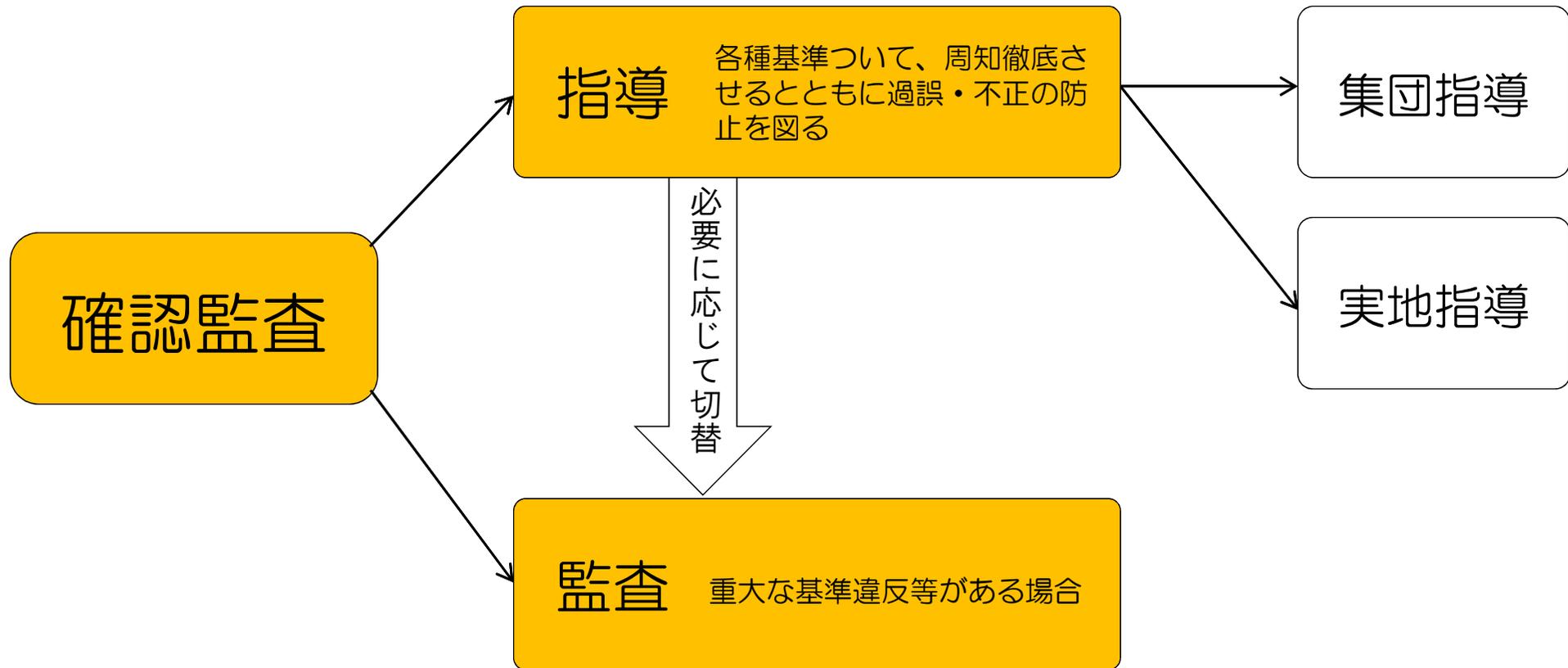
確認に係る指導監査

種類	類型 (市内既存園のみ)	認可等に係る 指導監査の権限	確認に係る指導監査及び 業務管理体制検査の権限
特定教育・保育施設 ※施設型給付費	保育所	神奈川県 (児童福祉法)	<b>厚木市</b> (子ども・子育て支援法) ※業務管理体制検査の権限については、国又は神奈川県が有する場合があります。
	認定こども園 (幼稚園型)	神奈川県 (学校教育法)	
	幼稚園		
特定地域型保育事業 ※地域型保育給付費	小規模保育事業	<b>厚木市</b> (児童福祉法)	
	家庭的保育事業		

※上の表のほか、厚木市内に法人本部が所在し、市内でのみ保育所などを運営している社会福祉法人については、厚木市福祉総務課による社会福祉法人監査が加わります。

# 確認監査の概要について

## 《概要》



- ※ 「指導」は定期的
- ※ 指導監査の結果については、市のホームページに公開する予定です。

# 指導について

指導は、次の事項について周知徹底させるとともに過誤・不正の防止を図るために実施します。

## ① 特定教育・保育施設等の設置者等の責務

→子ども・子育て支援法第33条、第45条

## ② 条例で定める基準

→厚木市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

## ③ 施設等の運営に関する基準

→特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）

## ④ 施設型給付費等の請求

→特定教育・保育、特別利用保育、特別利用教育、特定地域型保育、特別利用地域型保育、特定利用地域型保育及び特例保育に要する費用の額の算定に関する基準等（平成27年内閣府告示第49号）

→特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について

### 《実施方法》

区分	形態	方法
指導	① 集団指導	各種基準の遵守に関して、一定の場所に集めて講習等の方法により周知
	② 実地指導	確認基準等の遵守について、実地による書類の閲覧・関係者との面談

## ① 集団指導

### 《実施方法》

各種基準の遵守について、周知徹底等を図る必要があると認められる場合に、あらかじめ集団指導の日時、場所、予定される指導内容等を文書により通知し、特定教育・保育施設等の設置者等を一定の場所に集めて講習等の方法により実施します。

### 《指導内容》

- ・ 制度の改正
- ・ 施設型給付費等の請求の実態に基づき必要と考えられる内容
- ・ 過去の指導事例等に基づき必要と考えられる内容
- ・ その他必要な事項

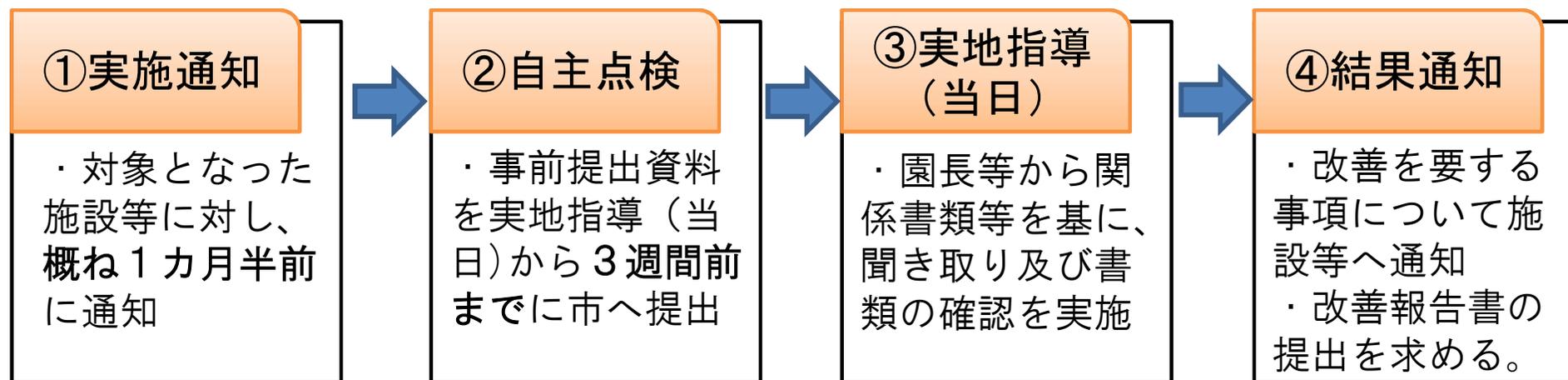
## ② 実地指導

### 《実施方法》

主に確認基準の遵守状況等を確認するために、あらかじめ実地指導の根拠規定、目的、日時、場所、担当者及び準備すべき書類等について文書により通知し、必要となる関係書類等の閲覧、関係者との面談等を実施します。

○ 原則として、概ね3年に1回実施する予定です。

(新規園については、開園初年度に実施し、以後概ね3年に1回実施)



※認可に係る監査等については、実施スケジュールが別となっていますので留意願います。

# 実地指導の主眼事項について

## 主 眼 事 項

### ▶ 基本方針

### ▶ 利用定員に関する基準

○利用定員の設定

### ▶ 運営に関する基準

○内容・手続の説明及び同意 ○私立保育所の委託拒否の禁止※保育所のみ ○あっせん、調整及び要請に対する協力  
○受給資格等の確認 ○子どもの心身の状況等の把握 ○小学校等との連携 ○教育・保育等の提供の記録 ○利用者負担額等の受領  
○地域型保育給付費等の額の通知※地域型のみ ○特定教育・保育等の方針 ○評価 ○相談及び援助 ○緊急時等の対応  
○利用者に関する市への通知 ○運営規程の策定 ○勤務体制の確保等 ○定員の遵守 ○重要事項の掲示 ○差別の禁止  
○虐待等の禁止 ○懲戒に係る権限の濫用 ○秘密保持、個人情報保護 ○情報提供等 ○利益供与等の禁止 ○苦情解決  
○地域との連携 ○事故発生の防止及び発生時の対応 ○会計区分 ○記録の整備 ○連携施設の設定※地域型のみ

### ▶ 施設型給付費等の請求に関する基準

I 地域区分等 ① 地域区分 ② 定員区分 ③ 認定区分 ④ 年齢区分 ⑤ 保育必要量区分

II 基本部分（基本分単価）

III 基本加算部分【保育所】 ① 処遇改善等加算 ② 所長設置加算 ③ 3歳児配置改善加算 ④ 休日保育加算 ⑤ 夜間保育加算  
⑥ 減価償却費加算 ⑦ 賃借料加算 ⑧ チーム保育推進加算

【小規模A】 ① 処遇改善等加算 ② 管理者設置加算 ③ 障害児保育加算 ④ 休日保育加算 ⑤ 夜間保育加算  
⑥ 減価償却費加算 ⑦ 賃借料加算

【家庭的】 ① 処遇改善等加算 ② 資格保有者加算 ③ 家庭的保育補助者加算 ④ 家庭的保育支援加算  
④ 障害児保育加算 ⑤ 減価償却費加算 ⑥ 賃借料加算

IV 加減調整部分【保育所】 ① 分園の場合 ② 常態的に土曜日に閉所する場合

【小規模A・家庭的】 ① 連携施設を設定していない場合 ② 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの  
搬入以外の方法による場合 ③ 常態的に土曜日に閉所する場合

V 乗除調整部分【保育所・小規模A】 ① 定員を恒常的に超過する場合

VI 特定加算部分【保育所】 ① 主任保育士加算 ② 療育支援加算 ③ 事務職員雇上費加算 ④ 冷暖房費加算 ⑤ 入所児童処遇特別  
加算 ⑥ 施設機能強化推進費加算 ⑦ 小学校接続加算 ⑧ 栄養管理加算 ⑨ 第三者評価受審加算

【小規模A・家庭的】 ① 冷暖房費加算 ② 施設機能強化費加算 ③ 栄養管理加算 ④ 第三者評価受審加算

# 監査について

監査は、次に示す情報を踏まえて、違反疑義等の確認について特に必要があると認められる場合に随時実施します。

## ① 要確認情報

ア 通報・苦情・相談等に基づく情報（具体的な違反疑義等が把握でき、又は違反が疑われる蓋然性がある場合に限り、）

イ 施設型給付費等の請求データ等の分析から特異傾向を示す事業者に係る情報

## ② 実地指導において確認した情報

実地指導を実施した市が特定教育・保育施設等について確認した違反疑義等に関する情報

実地指導中に、次に該当する状況を確認した場合は、直ちに監査への変更を実施する場合があります。

① 著しい運営基準違反が確認され、児童の生命、又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合

② 施設型給付費等の請求に不正、又は著しい不当が認められる場合

# 監査について

## 《実施方法》

項目	内容	概要
監査	① 実施通知	監査対象となる特定教育・保育施設等が決定したときは、その旨を通知します。（実地指導中において監査への変更を実施した場合を除きます。）
	② 監査の実施	関係書類の提示を命じ、出頭を求め、質問を行い、関係場所に立ち入り、物件等の検査を実施します。
	③ 結果通知	監査の結果、⑤⑥⑦「行政上の措置」には至らないが、改善を要すると認められた事項について文書により通知します。
	④ 改善報告書の提出	特定教育・保育施設等は、文書により指摘された事項について、改善報告書を提出します。
行政上の措置	⑤ 勧告	期限を定めて文書により基準の遵守等を行うべきことを勧告します。当該特定教育・保育施設等は、改善報告書を提出します。
	⑥ 命令	正当な理由がなく、勧告に従わなかったときは、期限を定めて、その勧告に従うよう命令します。当該特定教育・保育施設等は、改善報告書を提出します。
	⑦ 確認の取消し等	確認基準違反等の内容が、子ども・子育て支援法第40条第1項各号及び第52条第1項各号のいずれかに該当する場合、特定教育保育施設等の確認を取消し、又は期限を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止します。

# 不正利得の徴収について

勧告、命令又は確認の取消し等を行った場合について、取消し等の基礎となった事実が偽りその他不正の手段により、施設型給付費等を受けた場合に該当すると認めるときは、施設型給付費等の全部又は一部について不正利得の徴収（返還金）を行います。

（子ども・子育て支援法第12条）

命令又は確認の取消し等を行った特定教育・保育施設等に対して、不正利得の徴収として返還金を求める際には、返還させるべき額のほか、その返還させるべき額に100分の40を乗じた得た額を徴収することができる。

（子ども・子育て支援法第12条）

項目	内容	概要
不正利得の徴収	① 返還金支払い	勧告、命令、確認の取消し等を受けた場合、施設型給付費等の全部又は一部について返還金を支払う。
	② 返還金＋返還金の100分の40を乗じて得た額の支払い	命令、確認の取消し等を受けた場合、特定教育・保育施設等は、返還金に加え、返還金に100分の40を乗じて得た額を支払う。

# 確認監査対象施設について

種類	施設類型	平成31年4月1日 現在の施設数	集団指導の 対象施設数
特定教育・保育施設	保育所	36	3
	認定こども園 (幼稚園型)	6	0
	幼稚園	2	0
特定地域型保育事業	小規模保育事業	15	7
	家庭的保育事業	3	0

☆当該年度に実地指導の対象外となった施設についても自主点検表を市へ提出していただきます。

# 実地指導における指導例について

## ①運営規程を策定しているか。

→ 特定教育・保育施設等は、次に掲げる施設についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めなければならない。

- ① 施設の目的及び運営の方針 ② 提供する特定教育・保育施設等の内容 ③ 職員の職種、員数及び職務の内容 ④ 特定教育・保育施設等の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 ⑤ 保護者から受領する利用者負担その他費用の種類、支払を求める理由及びその額 ⑥ 利用定員 ⑦ 特定教育・保育施設等の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 ⑧ 緊急時における対応方法 ⑨ 虐待防止のための措置に関する事項⑩ その他特定教育・保育施設等の運営に関する重要事項

## 指導例

- 運営規程に規定する内容と異なる運営を行っている。
- 運営規程に変更が生じているが、変更の届出が行われていない。

# 実地指導における指導例について

## ②重要事項説明書の交付・掲示をしているか。

特定教育・保育施設等は、特定教育・保育等の提供の開始に際しては、あらかじめ保護者に対し、次に掲げる内容を記した文書（重要事項説明書）を交付して説明を行い、同意を得るとともに、施設の見やすい場所に掲示しなければならない。

《記載事項》

特定教育・保育施設	特定地域型保育事業
運営規程の概要	
職員の勤務体制	
利用者負担	
その他利用申込者の教育・保育の選択に資すると認められる重要事項	
	連携施設の種類、名称、連携協力の概要

## 指導例

- 重要事項説明書を交付していない。
- 重要事項説明書に記載すべき事項が漏れている。
- 上記記載事項について施設の見やすい場所に掲示していない。

# 実地指導における指導例について

## ③職員は必要配置数を満たしているか。

子ども・子育て支援新制度では、配置基準に応じた人件費について、あらかじめ公的給付に含まれています。

配置基準	① 公定価格上の最低配置基準（基本単価分） ② 各種加算や補助を受ける場合の「公定価格上の補助・加算による加算」 ③ 認可基準上の配置基準 ④ その他（補助金交付基準の基づく配置基準等）
------	--

（参考）上記①公定価格基本単価分に含まれる職員構成

区分	保育所	小規模保育事業A型	家庭的保育事業
保育士 （家庭的保育者）	【保育士】 ○ 年齢別配置基準 ・ 4歳児以上児30人につき1人、3歳児20人につき1人、1.2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ○ 利用定員90名以下の施設 ・ 1人を加配 ○ 保育標準時間認定こども受入施設 ・ 1人を加配 ※ <u>上記の定数に加えて非常勤保育士1名（日/3時間）を加配</u>	【保育士】 ○ 年齢別配置基準 ・ 1.2歳児6人につき1人、乳児3人につき1人 ※上記に加えて1人を加配 ※ <u>上記に加えて非常勤保育従事者1名（日/3時間）を加配</u>	【家庭的保育者】 ○ 子ども3人につき1人
事務員	非常勤事務職員（所長等の職員が兼務する場合などは不要）	非常勤事務職員（管理者等の職員が兼務する場合などは不要）	非常勤事務職員（家庭的保育者が兼務する場合などは不要）
調理員等	利用定員40人以下 1人 41人以上150人以下 2人 151人以上 3人（うち1人は非常勤）	非常勤調理員	非常勤調理員（定員3人以下の場合で家庭的保育補助者が調理員を兼ねる場合は不要）

# 実地指導における指導例について

## ④利用者負担の設定及び徴収について適切に行っているか。

特定教育・保育施設等は、保育料以外に、独自で利用者負担を設定する場合は、運営規程・重要事項説明書への明示、利用者への説明及び同意（上乗せ徴収の場合は書面同意）が必要であり、当該費用を受領した際には、領収証を発行しなければならない。

項目	内容	概要
利用者負担	① 上乗せ徴収	特定教育・保育等の提供に当たっては、基本的には、公定価格の中で費用が賄われることとなるが、教育・保育の質の向上を図るため特に必要であると認められる対価について、 <u>保護者に対して、説明・書面での同意を得たうえで</u> 、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を保護者から受けることができる。 例：付加的な特別教育代金（英会話教室など） 特別な施設設備の維持費（冷暖房費は加算措置されているため不可）
	② 実費徴収	施設等の利用において通常必要とされる費用については、その額や徴収理由を開示し、 <u>保護者に説明・同意を得たうえで</u> 、実費徴収をすることができる。 例：日用品や文房具等の教材費、行事参加費、給食主食代などの施設等の利用において通常必要とされるものに係る経費 ただし、ティッシュやトイレットペーパー、石けんなど、通常の教育保育で使用する <u>生活衛生用品は、公的給付に含まれているため</u> 、利用者負担とすることができません。

## 指導例

- 給付費で賄うべき費用を上乗せ徴収や実費徴収としている。
- 運営規程や重要事項説明書に記載のない上乗せ徴収や実費徴収をしている。
- 現金受領の際に、利用者に領収証を交付していない。
- 上乗せ徴収について、利用者から書面同意を得ていない。
- 教室代や文房具代などについて、実際の費用を上回る額で利用者から徴収し、利益を得ていた。

# 実地指導における指導例

## ⑤教育・保育認定に沿った教育・保育の提供を行っているか。

平日（月曜日から土曜日まで）最大11時間開所し、保育を提供する経費（人件費やその他の経費）は、施設型給付費や保育料などに盛り込まれ、施設に支払われているものです。そのため、施設は、利用者の希望に応じた保育を提供する義務があります。

## 希望保育日の設定

施設側の都合で、やむを得ず希望保育日として扱う場合には、次の事項について留意してください。

- 保護者からの希望は、書面でとってください。
- 登園するに際して何かを利用者に義務付けるような登園抑制につながる希望の取り方は認められません。
- 希望をとる際は、「保育を希望する方は申し出てください」ではなく、「保育を希望しない方は申し出てください」としてください。
- 希望保育日であっても、通常の保育を同様です。適切に給食を提供するほか、処遇に関する記録等も適切に行ってください。

## 指導例

- 土曜日や盆期間に一律に休園したり、開所時間を短縮したりしていた。
- 入園式、卒園式、運動会その他行事日などの前後日を代替休園にしていた。
- 行事などの終了後、一律降園とし保育を提供していなかった。
- 土曜日やお盆などに給食を実施せず、家庭からの弁当持参を求め、間接的に利用を抑制していた。

# 業務管理体制の検査について

## ○ 業務管理体制の整備

子ども・子育て支援法第55条第2項に基づき、特定教育・保育施設等から業務管理体制の整備に関する事項の届出を受けた市町村等は、特定教育・保育施設等が適切な業務管理体制を整備していることを確認するため検査を行います。

	施設等の区分	検査権限 (届出先)
①	設置者等が設置する特定教育・保育施設等が2以上の都道府県に所在する場合	国（内閣府）
②	設置者等が設置する特定教育・保育施設等が厚木市内のみ所在する場合（個人立の施設を含む。）	厚木市
③	①及び②以外の場合（複数の市町村内に特定教育・保育施設等が所在する場合など）	神奈川県

対象となる設置者等	届出事項
全ての設置者等 (個人立の施設を含む。)	設置者等の名称又は氏名、主たる事業所の所在地、代表者の氏名、生年月日、住所、職名
	「法令遵守責任者」※1の氏名、生年月日
施設等の数が20以上の設置者等	上記に加え「法令遵守規程」※2の概要
施設等の数が100以上の設置者等	上記に加え「業務執行の状況の監査の方法」の概要

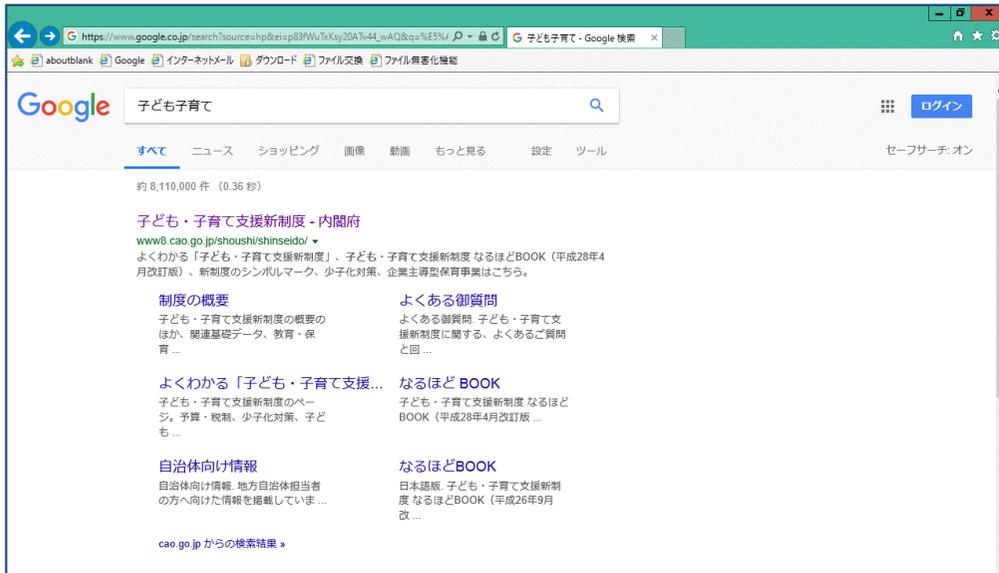
※1 法令を遵守するための体制の確保にかかる責任者 ※2 業務が法令に適合することを確保するための規定

# まとめ

## 確認に係る指導監査等

実施主体	厚木市		
種類と 実施頻度	指導	集団指導	既存施設・・・必要に応じて
		実地指導	原則として、概ね3年に1回実施（新規園は開園初年度に実施し、以後、概ね3年に1回）
	監査	要確認情報や実地指導において確認した情報を踏まえて、特に必要があると認められる場合に実施	
主な内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 利用定員に関する基準</li> <li>○ 運営に関する基準 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 内容及び手続の説明及び同意 ② 私立保育所の委託拒否の禁止 ③ 受給資格等の確認</li> <li>④ 小学校との連携、教育・保育の提供、評価、質の向上 ⑤ 利用者負担の徴収（実費徴収、上乗せ徴収を含む）</li> <li>⑥ 事故の防止、事故発生時の対応及び再発防止 ⑦ 運営規程、重要事項の策定・掲示</li> <li>⑧ 苦情解決、地域との連携 ⑨ 会計の区分 ⑩ 記録の整備（職員、会計、教育・保育の提供計画等）</li> </ul> </li> <li>○ 給付に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域区分、定員区分、認定区分、年齢区分、保育必要量区分 ② 基本分単価 ③ 各種加算事項</li> <li>④ 各種加減・乗除調整事項 ⑤ 特定加算事項</li> </ul> </li> </ul>		
結果に基づく措置等	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 指導から監査への変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>① 著しい運営基準違反が確認され、児童の生命、又は身体の安全に危害を及ぼす恐れがあると判断した場合</li> <li>② 施設型給付費等の請求に不正、又は著しい不当が認められる場合</li> </ul> </li> <li>2 監査の結果、文書による通知と改善報告書の提出、行政上の措置（勧告、命令、確認の取消し等）、不正取得の徴収等</li> </ol>		
業務管理体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 設置者等が設置する特定教育・保育施設等が厚木市内のみ所在する場合 →（検査機関）厚木市</li> <li>○ 施設等の数が20未満の全ての設置者等の検査事項 → 法令遵守責任者等の確認</li> </ul>		

# 参考



## 内閣府Webサイト

子ども子育て

検索